



日本で一番楽しい税金の授業

らく税

「らく税検定」 講座第2回

経費にできる？できない？その判断、
今日で変わります！



前回のおさらい

収入整理シート

- ① どこから収入を得ているか？（例：note、ココナラ、紹介 etc.）
- ② 1回いくら？月に何回？＝月収平均
- ③ その収入は継続している？単発？

【収入整理シート】

収入の種類・媒体名	内容（どんなことをしてる？）	収入頻度	月収平均	単発 or 継続
例：ココナラ	デザイン制作	月3件	約3万円	継続
例：知人からの紹介	ランチ会運営／写真撮影	不定期	約5,000円	単発



～付録～

憲法が大原則

- 憲法 29 条

財産権は、これを侵してはならない。

②財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

- 憲法 30 条

国民は、法律の定めるところにより、**納税の義務**を負う。

- 憲法 84 条

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、**法律または法律の定める条件によることを必要**とする。



よくある悩み

- この支出、経費にできるの？
- 領収書さえあればOK？
- 家でも仕事してるけど...何割が経費になるの？



必要経費の基本

【必要経費の基本的考え方】

必要経費の概念は、**純資産増加説的**な考え方を基調にして漸次拡大過程をたどってきた。純資産増加説的な考え方に立てば、**人の担税力を減少させるもの**はすべて必要経費として控除されるべきものと考えられることもできる。しかしながら、個人の場合には、**消費生活を営んでいる**ので、家事費を排除することは、必要経費論の出発点をなしており、消費主体として支出された費用については、純資産増加説的な考え方のもとにおいても、所得の消極要素として当然課税所得計算上考慮するということにはならない。さらに、現行所得税法の計算構造を前提とする限り、事業所得等の金額の計算においては、経費と事業等との関連性を緩く解することはできない。

以上から、必要経費は事業所得等の金額の計算においては、経費と事業等との関連性を要し、かつ、**家事費排除の原則**に従うことになる。

経費の基本ルール（所得税法第37条）

「所得を得るために**直接要した費用**」は経費になる！

- 業務に関係あるか？
- 明確な支出か？
- 記録が残っているか？



必要経費の3つの判断軸

- 業務との関係性があるか？
- プライベートと切り分けられるか？
- 証拠（領収書・記録）があるか？



グリーン経費の例

経費項目	判断ポイント
カフェ代	打合せOK／作業は按分対象
スマホ代	プライベート併用→按分
家賃・光熱費	自宅兼オフィス→按分
書籍・セミナー	関連があればOK／趣味はNG



家事按分とは（所得税法第45条）

- 家庭と仕事混ざった支出は「合理的な割合」で按分
- 家賃、光熱費、スマホ代などが対象
- "何％か"を説明できるようにしておく！



家事按分の法律上の建付け

家事費とは、衣服費・食費・住居費・娯楽費等、個人の消費生活上の費用であり、必要経費になりません。
これに対し、家事関連費は、家事費と事業関連費の性質を併用しているものであり、一定の要件を充足すると、必要経費に算入されます。

関係法令は、以下となります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

所得税法第45条第1項

居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

一 家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

所得税法施行令第96条

法第四十五条第一項第一号（必要経費とされない家事関連費）に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

一 家事上の経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費

二 前号に掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額に相当する経費

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

所得税基本通達

45－2 令第96条第1号に規定する「主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要」であるかどうかは、その支出する金額のうち当該業務の遂行上必要な部分が50%を超えるかどうかにより判定するものとする。ただし、当該必要な部分の金額が50%以下であっても、その必要である部分を明らかに区分することができる場合には、当該必要である部分に相当する金額を必要経費に算入して差し支えない。

家事按分の例（表）

項目	月額	使用割合	経費算入額
家賃	60,000円	25%	15,000円
スマホ	8,000円	50%	4,000円
電気代	10,000円	20%	2,000円

📌 合理的な按分方法の例:

- 🏠 家賃 → 作業スペースの面積比
- 📱 スマホ → 使用時間で割合算出
- 💡 光熱費 → 在宅時間・仕事時間で算出



経費orNG?コイズ

- ・ コンビニのカフェラテを飲みながら作業 → 経費? NG?
 - ・ 電車で移動 → 打合せ → カフェ作業 → どこまで経費?
- Zoomチャットでシェア!



家事按分シート記入

- 自分の支出から「何%使っているか？」をメモ
- Excel or 手書きどちらでもOK



宿題

- 宿題①「支出記録」

→ 1週間のうちに“経費にできそうな支出”をメモしてみましょう！

- 記録項目例：

日付・金額・使った内容・業務との関係・領収書の有無

- 宿題②「家事按分の根拠を説明する練習」

→ 家賃やスマホ代を「何％で経費にしたか」を、誰かに話すつもりで紙にまとめてみましょう。

例：

「家の6畳中2畳で作業 → 約33％」

「スマホは仕事の電話が月3割 → 30％」など



宿題 ～補足①【スマホ代】～

①【スマホ代】使用時間ベースで按分

- 月額：8,000円
- 仕事での使用：約1時間 / 1日（通話・SNS運用・取引連絡）
- プライベート使用：約2時間 / 1日
 - 割合：1時間 ÷ 3時間 = 約33%
 - 按分経費：8,000円 × 33% ≒ 2,640円

📌補足：通話履歴・アプリの使用時間ログなどが根拠になると◎



宿題 ～補足②【自宅家賃】～

②【自宅家賃】面積ベースで按分

- 月額：60,000円（2LDK = 50m^2 ）
- 作業スペース：6畳（約 10m^2 ）
 - 使用割合： $10\text{m}^2 \div 50\text{m}^2 = 20\%$
 - 按分経費： $60,000\text{円} \times 20\% = 12,000\text{円}$

📌補足：賃貸契約書や簡単な間取り図で根拠を残すと◎



宿題 ～補足③【電気代】～

③【電気代】在宅時間ベースで按分

- 月額：10,000円
- 平日の9:00～17:00を仕事に使っている（週5日）
 - 1日8時間 × 20日 = 160時間 / 月
 - 月720時間のうち160時間 ÷ 約22%
 - 按分経費：10,000円 × 22% ÷ 2,200円

📌補足：自宅勤務記録（カレンダー、日報など）を保存すると安心



まとめと次回予告

-  経費判断は「使った目的」が鍵！
-  家事按分は“説明できる割合”を記録
-  次回テーマ：「帳簿と記帳のリアル」

